

京業セン発 03-13号事
令 和 03年 7月 6日

各協会(団体)及び関係各社 御中

京都タクシー業務センター

【重要】八条口タクシーのりば 運用ルールの再徹底と禁止行為について

京都駅八条口のりばは、京都市の指定管理により当センターが運用しています。

従前から警告(令和2年度通達38号)もしておりますが、大型タクシー待機場内において不特定多数への声掛け/呼び込み行為が常態化しています。すでに**大型のりばに自浄能力がない**ものと判断し、閉鎖を含めた措置を検討中です。

この決定までの暫定として、5月24日開催ののりば・駐停合同委員会において「**先頭車両（花番）以外の運転者は原則車内待機**」の申し合わせが確認されました。これは本通達の送致後、7日(水)より実施されます。車外に出ている運転者がいた場合、当センターの指導対象とします。

また、最近、**のりばで待機する際の迷惑行為**の苦情が増加しています。

JR宇治駅や八条口のりばで①タクシーのりばでの喫煙行為・ポイ捨て、②鳥などの野生動物への餌付け行為—などが報告されています。

まず、**タクシーのりば(待機時含む)は公共交通機関の設備であり、喫煙は認められません(待機車内での喫煙も含む)**。

また、鳩などへの餌付け行為は、**不衛生・フンによる汚染等で苦情**に繋がりますし、多くの自治体で**迷惑行為として「公共の場所での餌やり」を禁ずる条例**を施行しています。いずれの行為についても、八条口では**ICタグ停止処分**としますので、ご承知おきください。

以上